

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

井手町のハザードマップ（令和 7 年 3 月版）によると、井手町商工会が立地する木津川流域の市街地において、5 m を超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の 50 % を超える範囲で 5 m 以上の浸水が予想されている。また、製造業が立地をする木津川沿いの多賀北部地区、井手玉水地区、北区、南区において、最大で 5 m の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

井手町のハザードマップ（令和 7 年 3 月版）によると、山間の上井手地区、南部公民館東側一帯は、土砂災害警戒区域の対象区域も大きく存在し、大雨による土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：ハザードマップ)

井手町のハザードマップ（令和 7 年 3 月版）によると、井手町に最も大きな被害を与えると想定されているのは、京都府城陽市から奈良県桜井市までの「奈良盆地東縁断層帯」で、南北に約 35 km に延びる活断層で、この断層帯でマグニチュード 7.4 程度の地震が発生する可能性があり、今後 30 年以内の地震発生確率はほぼ 0%～5% との評価である。

(その他)

井手町では町内 9 地区のマイ防災マップ（水害編：①玉水区・②水無区・③石垣区・④北区・⑤南区・⑥東部区・⑦西部区・⑧南部区・⑨北部区、土砂災害編：①水無区・②高月区・③上井手区・④田村新田区・⑤石垣区・⑥南区・⑦東部区・⑧南部区・⑨北部区）を作成・公開し、両災害時における地域の細かな情報を図等掲載し地域ごとの危険箇所や避難経路や避難所・段差の有無や災害時の通行不可情報により該当地域住民にとってより詳細で具体的かつ有用な情報を提供している。

(感染症・サイバー攻撃等)

新型コロナウイルスについては 2020 年出現当初、指定感染症として取り扱われ、2023 年に 5 類に移行したものの、2025 年には新たな変異株（ニンバス）として日本国内で大きな流行をしている。今後も更なる変異株の出現する可能性は高いことが予想され、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

井手町の主要産業でもある建設業では、サイバー攻撃等における対策が十分できておらず、今後情報漏洩等リスクへの対策が急務となっている。

※防災関連サイト（参考）

- ・地震情報（気象庁）
<https://www.data.jma.go.jp/multi/quake/index.html?lang=jp>
- ・井手町の防災情報（気象庁）
https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=2634300
- ・京都府ホームページ
（地震・津波対策のページ）
<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/quake.html>
（危機管理・防災情報ポータルサイト）
https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp/dis_portal/
（京都府感染情報センター）
<https://www.pref.kyoto.jp/idsc/>
- ・井手町ホームページ（ハザードマップ（令和7年3月版）、マイ防災マップ（水害・土砂災害）のページ）
https://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/anshinanzensuisinka/ansin_anzen/hazardmap/index.html
- ・地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
<https://www.j-shis.bosai.go.jp/>
- ・感染症情報（厚生労働省）
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-ansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)
- ・経済産業省（サイバーセキュリティ政策・サイバーセキュリティお助け隊サービス）
[サイバーセキュリティお助け隊サービス（新類型）（METI/経済産業省）](#)

（2）域内の商工業者の状況

- ・商工業者等数 306人
- ・小規模事業者数 301人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	製造業	58	55	木津川沿いに多い
	建設業	65	65	井手地区（町内南部）に多い
	小売・卸売業	67	66	町内市街地に多い
	サービス業	89	88	町内に広く分散している
	その他	27	27	町内に広く分散している
		306	301	

（3）これまでの取組

1）井手町の取組

- ・本計画の実施や進捗確認・計画の見直しなどについて井手町産業環境課と商工会とで会議（事業継続力強化支援協議会）を開催した。（年1回実施）
- ・水害、土砂災害ハザードマップ（令和7年3月版）、地区ごとのマイ防災マップの整備
- ・井手町商工会との間で平成14年に「災害時における物資の供給協力に関する協定書」を締結している。
- ・井手町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・井手町中小企業等休業要請支援給付金の支給
- ・新型コロナウイルス感染防止対策支援事業
- ・井手町中小企業応援給付金の支給
- ・非接触赤外線体温計給付

- ・その他新型コロナウイルス感染症に関する施策の実施

2) 井手町商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知の実施
- ・井手町が提供する町内 9 地区のマイ防災マップ（水害編）の商工会館内への常備
- ・(株)京都あんしん保険と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、常備薬、消毒用アルコール等）を備蓄
- ・井手町との間で平成 14 年に「災害時における物資の供給協力に関する協定書」を締結している。
- ・非接触赤外線体温計導入
- ・新型コロナウイルス感染症被害に係るアンケート、ヒアリングの実施
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援策に係る情報提供
- ・新型コロナウイルス感染症被害等に対する行政等への支援要望
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援補助金等申請に係る中小事業者への支援
- ・事業継続力強化支援協議会の開催（下記のとおり）

（R4 年 3 月 28 日・R5 年 3 月 28 日・R6 年 3 月 22 日・R7 年 2 月 17 日、5 月 15 日・R8 年 2 月 4 日）

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（R3 年度～R7 年度）

- ・事業継続力強化計画認定企業数 4 社
- ・事業継続力強化計画の案内等周知活動等（会員宛て発送）1 回/年
- ・事業者 B C P 策定事業者へのフォローアップ 16 社
- ・事業継続力強化計画に関する集合セミナー 2 回
- ・若手経営者対象 B C P セミナー 1 回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①井手町内小規模事業者の事業継続力強化に対する取組状況を把握できていない。
- ②本商工会の常駐職員は 4 名と少なく、また、全員が町外在住者である事により本計画の実行について十分な体制とは言えない。
- ③井手町の担当課である産業環境課との連携は日常業務において取れているが、防災の担当である安心・安全推進課との連携は担当課経由となりタイムロスが生じる。

【対策】

- ①上記課題①に対する対策は、本会会員事業所についてはアンケートや巡回・窓口でのヒアリングを実施し、その他事業所については経済産業省 H P 掲載の事業継続力強化計画認定事業者一覧の確認などを行う。
- ②上記課題②に対する対策は、京都府の伴走支援体制強化事業補助金等を使い、外部専門家の派遣や、町内金融機関や保険会社と情報を共有しセミナー開催などに対する協力を求め、計画を実行していく。又、本会ホームページ等活用し、事業継続力強化に対する情報やサイバーセキュリティ対策情報（中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第 4.0 版等）を積極的に掲載する事や生成 A I を活用するなど職員数不足を補完していく。
- ③上記課題③への対策として、現在、井手町商工会及び井手町産業環境課で構成している事業継続力強化支援協議会に、新たに安心・安全推進課を加え、関係機関の連携をより一層強化する体制を構築する。

3 目標

- ・井手町内の小規模事業者に対してハザードマップ（令和7年3月版）の周知を図り、自社及び店舗の立地におけるリスクの把握を促すとともに、当該リスクを踏まえた事前対策の重要性について理解してもらう。
- ・井手町の防災マップは9地区ごとに細かく作成されていることから、自社及び店舗が所在する地区の災害リスクを把握できるよう防災マップの活用を推進し、災害に備えた対策の実施を支援する。
- ・併せて被災時の損失に備える損害保険等の重要性について周知するとともに、事業継続におけるリスク対策の一環として活用を促進する。
- ・事業者のみの問題ではなく、取引先を含めたサプライチェーンが毀損する事も想定した場合の計画立案を支援する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①事業者BCPの策定を2社／年
- ②主要産業の建設業の小規模事業者においては策定率を20%
- ③損害保険会社と協力し、セミナーと個社説明会を実施する。
- ④リスクファイナンスの取組促進の支援と、同業他社との連携なども訴求していく。

事業年度	策定目標（事業者数）		
	BCP（簡易なものを含む）	事業継続力強化計画	合計
令和8年度	2	2	4
令和9年度	2	2	4
令和10年度	2	3	5
令和11年度	3	3	6
令和12年度	3	4	7

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年7月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- 井手町産業環境課及び安心・安全推進課と連携し町内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況等、事業者の取組状況を把握する。具体的には、本会会員事業所についてはアンケートや巡回・窓口でのヒアリングの実施を行い、その他事業所については経済産業省HP掲載の事業継続力強化計画認定事業者一覧の確認などを行う。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- 商工会と井手町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知（京都府や井手町の公式LINE、メール配信サービスへの登録勧奨）

- 巡回経営指導時に、井手町ハザードマップ（令和7年3月版）や地区ごとに作成されたマイ防災マップ水害編等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について理解を深めるための説明をする。
- 会報や町広報、ホームページ等において、行政の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行い、サイバーセキュリティ経営ガイドライン等の周知を図る。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、京都府が実施するBCP策定セミナーの周知など効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 事業所に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）、事業継続力強化計画等の作成支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症については、今後も発生する可能性があることから、事業者に対して常に最新かつ正確な情報の収集を促すとともに、京都版CDC（疾病対策センター）等の公的機関が発信する情報の活用を推進し、冷静かつ適切な対応が図れるよう周知啓発を行う。
- 事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、3密（密閉、密集、密接）の回避、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 井手町商工会は、令和3年6月30日に事業継続計画を策定済みではあるが、新ガイドライン（Ver3.1）に基づき令和8年5月に修正版を作成（別添）。

(3) フォローアップ

- 井手町役場が実施する防災訓練について周知を行い、小規模事業者の積極的な参加を促す。
- 中小企業庁のホームページ内の事業継続力強化計画に関する情報及び広報冊子を活用し、事業所への制度活用を促進するとともに、計画期間中における見直し、修正等についても支援する。

中小企業庁、事業継続力強化計画

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>)

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・本会広報誌などにおいて事業継続力強化に関する好事例を掲載し、普及啓発を図る。
- ・中小企業庁が公表する「事業継続力強化計画パンフレット（PDF）」に掲載されている支援策や制度活用のメリットを周知し、事業者の計画策定及び認定取得の促進に活用する。
- ・本町は建設業者の割合が高いことから、全国の建設業における事業継続力強化の好事例を紹介するとともに、災害等によるサプライチェーンの毀損に備えた事業者間の連携体制構築を支援する
- ・サイバーセキュリティ経営ガイドラインのプラクティス集（第4版）など経営者や事業担当者に向けた資料を用いて啓発を行う。

(5) 関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ㈱京都あんしん保険に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。さらに商工会職員との勉強会、連絡会等の機会を設け、情報交換等を行う。
- ・感染症に関しては、新型コロナ感染症の経験から収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。
- ・町内金融機関（南都銀行玉水支店、京都中央信用金庫井手支店）と連携し、事業者に対するセミナーや相談会を実施する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

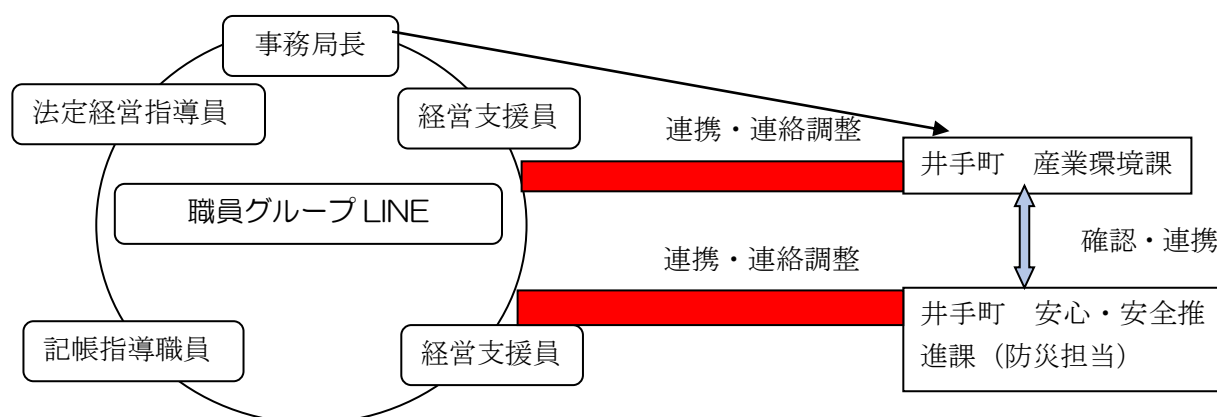
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 6 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

井手町商工会職員 5 名

- ・ 事務局長 1 名
- ・ 法定経営指導員 1 名
- ・ 経営支援員 2 名 (内 1 名は山城ビジネスサポートセンター勤務)
- ・ 記帳指導職員 1 名 (原則週 3 日勤務)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・ 本会、井手町産業環境課及び安心・安全推進課が連携し、井手町の実情を踏まえた災害リスクを共有するとともに、本計画の支援方針を決定する事や見直しをするため、年 1 回程度、連絡協議会を開催する。
- ・ また、認定主体である京都府と事前に相談・調整を行い、より地域の実情に応じた実効性のある計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化事業実施に係る体制

- ・ 本町内を井手町作成のハザードマップ (令和 7 年 3 月版) に沿って 6 地区に分け、法定経営指導員 1 名と経営支援員 2 名の体制で担当地区制とし巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、計画の策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、リスクファイナンスの観点から保険への加入促進については、連携協定を結んでいる(株)京都あんしん保険の協力のもとセミナー実施や個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 事務局長 1 名、法定経営指導員 1 名、経営支援員 2 名、記帳指導職員 1 名の体制で実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を、当会と井手町の連絡協議会 (年 1 回開催予定) で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修会や勉強会を開催し、防災や減災、保険やリスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営移動員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 吉岡 大介 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員吉岡大介は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

井手町商工会

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町井手橋ノ本14-3

TEL: 0774-82-4073 / 携帯: 070-6507-9477

FAX: 0774-82-5410

E-mail: ide-sci@kyoto-fsci.or.jp

②関係市町村

井手町 産業環境課、安心・安全推進課

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町井手東高月8番地

TEL: 0774-82-2001 (代表) / FAX: 0774-82-5055 (代表)

E-mail: sangyou@town.ide.lg.jp (産業環境課用)

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【井手町商工会】

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	9 8	1 2 6	1 2 6	1 2 6	1 2 6
セミナー開催費	1 2	2 0	2 0	2 0	2 0
チラシ等作成費	1 0	2 0	2 0	2 0	2 0
専門家謝金（個別）	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6
防災・感染症対策費	5	1 0	1 0	1 0	1 0
消耗品費	5	1 0	1 0	1 0	1 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
国補助金、京都府補助金、井手町補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
㈱京都あんしん保険 代表取締役 福井 尚起 〒610-0343 京都府京田辺市大住杉ノ森10-6 TEL：0774-63-0351 HP：https://www.kyoto-anshin.com/

連携して実施する事業の内容
●小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、井手町が作成発行するハザードマップ（令和7年3月版）やマイ防災マップ水害編等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策やセミナーの紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ・事業所に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）、事業継続力強化計画等の作成支援を行う。
●関係団体等との連携 ・連携する(株)京都あんしん保険に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。さらに商工会職員との勉強会、連絡会等の機会を設け、情報交換等を行う。 ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
●商工会自身の事業継続計画の作成

